

平成 21 年 2 月 23 日

九電工、熊本県とのグリーン電力証書発行事業者契約 エコ事業の第一弾、建設設備業としては**全国初**の取り組み

九電工エコ推進プロジェクト

2月17日、熊本県と当社は、グリーン電力証書発行事業者の契約を行いました。

「グリーン電力証書発行事業者」とは、発電事業者から売却されたグリーン電力価値を自ら利用あるいは第三者への販売を目的にグリーン電力証書を発行する者を言います。

当社は熊本北部浄化センターバイオマス発電(4機の燃料電池による発電)におけるグリーン電力証書発行事業者の公募に参加し、総合評価方式により優先交渉権を獲得したことで、「バイオマス発電業務委託契約書」を締結しました。

今回の契約を受けて、当社は平成21年3月末までにグリーン電力発電設備認定を取得し、 当面は熊本県内を中心に4月からグリーン電力証書発行事業を開始する予定です。契約期間 は平成24年までの3年間となります。

自治体がグリーン電力証書の発行事業者を公募するのは全国で初めてであり、熊本県は、 年間発電基準電力量約250万kW/h分のグリーン電力価値を九電工に一括売却します。

今後の事業展開としては、排出量取引・温対法・カーボンフットプリント・VER(国内 CO2オフセットクレジット)への連携などが見込め、グリーン電力証書発行事業は公的活用の急速な拡大が予想されます。



発電用燃料電池

■グリーン電力とは

太陽光や風力、バイオマスなど、自然エネルギーにより発電された環境にやさしい電力エネルギーのことで、電気の外に二酸化炭素の排出量削減に貢献する「環境付加価値」(グリーン電力価値)を有しているとされます。この価値を電気そのものと切り離して取引可能にしたのが「グリーン電力証書」です。